那覇市住民主体通所型サービス補助金交付要綱

平成29年1月18日 (福祉部長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成29年4月1日施行。以下「実施要綱」という。)第7条別表1に規定する通所型サービスB(以下「住民主体通所型サービス」という。)を実施するボランティア団体等に対して、その活動を支援するために予算の範囲内において補助金を交付することについて、那覇市補助金等交付規則(昭和52年那覇市規則第34号。以下「交付規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

- 第2条 補助対象事業は、住民主体通所型サービスである活動で、次に掲げる要件を満たすものとする。
 - (1) おおむね週1回以上かつ1回開催あたり2時間以上の活動であること。
 - (2) 活動場所が那覇市内であること。
- (3) 運動や講座等の介護予防に資する内容であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する活動を含む事業は、補助 の対象外とする。
- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 政治又は宗教に関係するもの

(補助対象団体)

- 第3条 補助対象団体は、住民主体通所型サービスを行う団体(以下「団体」という。) で、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 団体の構成員が2名以上であること。
 - (2) 市税等を完納していること(法人の場合に限る)。
 - (3) 1回開催あたり居宅要支援被保険者及び基本チェックリストの結果が、事業対象の基準に該当した者(以下「総合事業対象者」という。)を3名以上受入れ出来る体制が整っていること。
 - (4) その他市長が必要と認める条件を満たすこと。

(補助対象経費)

- 第4条 補助対象経費は、事業の運営に要する経費のうち、別表1に掲げるものとする。 ただし、市長が必要と認める経費については、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは、補助対象としない。
- (1) 飲食等にかかる食糧費
- (2) 大規模修繕にかかる工事費

- (3) 自動車や不動産等の取得
- (4) 他の補助制度により、すでに補助を受けている経費

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額とし、1会計年度の上限額は、月額41,000 円、年額492,000円とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでは ない。

(補助金の交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、市長の定める日までに那覇市住民主体 通所型サービス補助金交付申請書(第1号様式)のほか、次の書類を市長に提出しな ければならない。
 - (1) 那覇市住民主体通所型サービス事業計画書(別紙1)
 - (2) 那覇市住民主体通所型サービス事業収支予算書(別紙2)
 - (3) 団体の当該年度事業計画書
 - (4) 団体の当該年度収支予算(見込)書
 - (5) 団体の前年度収支予算決算書
 - (6) 団体の定款又は会則
 - (7) 市税等完納証明書(法人に限る)

(審査及び交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、これを審査し、補助金の 交付を決定したときは、速やかに、那覇市住民主体通所型サービス補助金交付決定通 知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第8条 補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助団体」という。)は補助金の 交付決定後生じた事情の変更により申請内容を変更して補助事業を実施するときは、 那覇市住民主体通所型サービス補助事業変更承認申請書(第3号様式)を市長に提出 し、事前にその承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の合計の100分 の30を超えない範囲の経費配分の変更については、この限りではない。

(中止または廃止の承認申請)

第9条 補助団体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、那覇市住民主体通所型サービス補助事業中止(廃止)承認申請書(第4号様式)を市長に提出し、 事前にその承認を受けなければならない。

(交付決定の取り消し)

- 第 10 条 市長は、補助金の交付を決定した事業者が次の各号のいずれかに該当すると 認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 法令、この要綱、那覇市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱又はこれら

に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合

- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金に関する申請、報告又は事業の実施等について不正な行為があったとき。
- (4) その他補助金の使用が不適当と認められるとき。
- 2 市長は、前項の規定により、補助金等の交付の決定を取り消したときは、補助事業 者に対し、その旨を通知するものとする。

(実績報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業を完了し、又は廃止したときは、その日から起算して 30 日を経過する日又は補助金の交付決定のあった会計年度の 3 月 20 日のいずれか早い期日までに、那覇市住民主体通所型サービス補助事業実績報告書(第 5 号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第 12 条 市長は、前条の規定に提出された実績報告書を審査し、その報告に係る交付 対象事業の実施結果が補助金の交付の決定内容に適合すると認めたときは、交付する べき補助金の額を確定し、速やかに那覇市住民主体通所型サービス補助金交付額確定 通知書(第 6 号様式)を当該団体等へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第 13 条 補助金交付額確定通知書を受けた補助事業者は、那覇市住民主体通所型サービス補助金請求書(第7号様式)を市長へ提出するものとする。

(補助金の概算交付)

第 14 条 補助団体は、補助金の概算交付を受けようとするときは、那覇市住民主体通 所型サービス補助金概算交付申請書兼請求書(第 8 号様式)を市長に提出しなければ ならない。その際、1 回の交付限度額は交付決定額の5割までとして、2 回に分けて 交付決定額の9割までを概算請求することができるものとする。

(補助金の精算)

第 15 条 市長は、第 14 条の規定により事前に概算交付した当該事業について第 12 条 の規定による補助金等の額を確定したときは、速やかに精算を行い、不足額を交付し、 又は剰余金額の返納を期限を定めて命ずるものとする。

(帳簿等の整理及び保存)

第 16 条 補助事業者は、補助事業の実施状況及び補助事業に係る経費の収支に係る状況を明らかにするために必要な帳簿及び証拠書類を備え、これらの書類を補助事業が 完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関しその他必要な事項は、別

に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年3月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行以前に交付決定された補助対象事業に係る規定については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年11月27日から施行する。
- 2 この要綱の施行以前になされた第6条に基づく補助金の交付申請に係る第1号様式別紙2については、改正後の様式によりなされたものとみなす。

付 則

- 1 この要綱は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行以前に交付決定された補助対象事業に係る規定については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1(第4条関係)

	交付の対象となる経費区分						
経費	内容						
サービス利用調整	事業対象者のサービス利用に係るケアプランナーとの調整、参						
に係る人件費	加受付及び利用者情報の管理等を行う人員に係る人件費						
	住民リーダーの育成または補助対象事業の継続運営の支援等を						
報償費(講師謝礼	目的として体操等の介護予防に資する講座を提供した外部講師						
金)	にかかる謝礼金。ただし、団体構成員に対する講師謝礼金を除						
	< ∘						
会場使用料及び賃	事業を実施する施設使用料及び賃借料(水光熱費含む)。ただ						
借料	し、自己の生計のための住居に係る賃借料を除く。						
物品購入費	事業の運営に必要な物品購入費。						
通信運搬費	事業の運営に必要な通信費、郵便料						
印刷製本費	事業の運営に必要な印刷製本費						
保険料	事業実施に係る従事者及び参加者の保険料						

第1号様式(第6条関係)

年 月 日

那覇市長宛

団体所在地 団 体 名 称 代表者氏名 担当者氏名 電話番号

印 (代表者印)

那覇市住民主体通所型サービス補助金交付申請書

みだしのことについて、下記のとおり補助事業を実施したいので、補助金の交付について申請します。

記

- 1. 事業名
- 2. 交付申請額
- 3. 添付書類
- (1) 那覇市住民主体通所型サービス事業計画書(別紙1)
- (2) 那覇市住民主体通所型サービス事業収支予算書(別紙2)
- (3) 団体の当該年度事業計画書
- (4) 団体の当該年度収支予算(見込)書
- (5) 団体の前年度収支予算決算書
- (6) 団体の定款又は会則
- (7) 市税等完納証明書(法人に限る)

別紙1 (第1号様式添付書類)

那覇市住民主体通所型サービス事業計画書

	団体名								
団体の概要	所在地								
	代表者氏名								
	設立年月日	年	月 目	会員数		人	職員数	人	
要	活動内容								
	過去3年間に受けた補助金								
	事業名 (または通いの場の名称)								
		自治会館	借用物件	・個人所有・	公民館等	公共施設	・その他	(いずれかに○)	
		住所							
	実施場所	施設名称							
		面積	おおむれ	n m²		トイレ	無 • 有	(和式・洋式)	
		実施曜日()	定例)		曜日(おおむね週 回)				
		実施時間 (基本)		:	: ~ : (時間 分)				
補品		総合事業対象	象者の受力	`	名(一般参加者を除いた受入可能人数)				
補助金交付を申請する事業	基本的な活動内容	具体的な活動内容		運動 (体操等) の内容について 上記以外の介護予防に資する取組み (講座等)					
事業		利用者が継続できるようだ		1					
	事業の目的及び期待され る市民への効果								
		コーディネー	ター氏名						
	実施体制	住民リーダー	氏名						
	加入(予定)している保険	1 なし							
	サービス名称	2 あり (
	個人情情の保管方法(設	・カギ付きの	の保管場所	を利用・	カギの付	いていなり	ハ保管場所を	利用	
備) ・その他()									

[※]当該事業の説明を補足する資料があれば添付してください。

[※]必要に応じて、枠を拡げてご記入下さい。

別紙2 (第1号様式添付書類) 年 月 日作成 (作成者:

)

那覇市住民主体通所型サービス事業収支予算書

事第	絡				
		補助事業に要する経費の含	合計額「A」	補助対	対象経費の合計額「B」
補助金			円		円
所		その他収入のうち対象経費	差引額		補助申請額 E
斛	衣	[C]	(= LB		(492,000 円以下)
		円		円	
		項 目 那覇市住民主体通所型	当初予算額(円))	内 訳
巾	ζ	が朝巾任氏主体通所生 サービス補助金「E」			
ス		その他			
		対象経費「C」 対象外経費			
		収入計			
		項目	予算額 (円)		内 訳
	補助				
	対				
支	象経				
出	費				
		補助対象経費合計=「B」			
		補助対象経費以外の経費合計			
		「F」		(JAnlilia)	7曲 ヘミト・(小型にはなが悪いだっかず ^
		支 出 計=「A」		(補助対象組)	養合計)+(補助対象経費以外の経費合

- ※1 支出の項目欄には那覇市住民主体通所型サービス補助金交付要綱別表の項目(サービス利用 の調整に係る人件費、物品購入費等)毎に記入し、内訳の欄には項目毎の予算額の積算根拠、数量 等を詳しく記入してください。
- ※2 上記に入らない場合は、別紙に記入して下さい。

第2号様式(第7条関係)

那覇市指令福ち第 묽 年 月 日

団体所在地 団体名称 代表者職•名

那覇市長

那覇市住民主体通所型サービス補助金交付決定通知書

日付けで申請のありましたみだしの補助金の件について、下記の とおり決定しましたので那覇市補助金等交付規則第7条の規定により通知します。

記

- 1. 决定内容
 - (1) 補助事業名

Γ

(2) 補助金交付額 金

- 2. 交付条件
 - (1) この補助金は、補助事業以外の用途に使用してはならない。

円

- (2) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更(那覇市住民主体通所型サービ ス補助金交付要綱第8条に定める軽微な変更を除く)をする場合においては、市長 の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指 示を受けること。
- (5) 補助事業が完了したときは、その日から起算して 30 日を経過する日又は3月 20 日のいずれか早い期日までに、事業に要した経費に係る領収書等(原本)を添えた 実績報告書を提出すること。
- (6) 那覇市補助金等交付規則及び那覇市住民主体通所型サービス補助金交付要綱に違 反した場合は、補助金の一部又は全部を返還すること。

第3号様式 (第8条関係)

年 月 日

円)

那覇市長宛

団体所在地 団体名称 代表者氏名

印 (代表者印)

那覇市住民主体通所型サービス補助事業変更承認申請書

年 月 日付け那覇市指令福ち第 号で補助金交付決定の通知があった補助事業を下記のとおり変更したいので、承認してくださるよう申請します。

記

- 1. 事 業 名
- 2. 補助金変更申請額

(補助金交付決定額 金

(変 更 増 減 額 金 円)

- 3. 変更を必要とする理由
- 4. 添 付 書 類 那覇市住民主体通所型サービス補助事業変更後収支予 算書(別紙1)

別紙1 (第3号様式添付書類)

那覇市住民主体通所型サービス事業変更後収支予算書

事業名

		補助事業に要する経費の台	計額「A」	補助対象	泉経費の合計額「B」	
	変更前		円			円
	変更後		円			円
補助金	増減額		円			円
所要額 算出表		その他収入のうち 対象経費「C」	差引額 (=「B」	— [C]) [D]	補助申請額 E (492,000 円以下)	
	変更前	円		円		円
	変更後	円		円		円
	増減額	円		円		円

		項目	変更前予算(円)	変更後予算(円)	内 訳
ılı		那覇市住民主体通所型			
	収	サービス補助金「E」			
	7.	その他			
	八	対象経費「C」			
		対象外経費			0
		収入計			

		項目	変更前予算(円)	変更後予算(円)	変更内	訳
支出	補助対象経費					
		補助対象経費合計=「B」			(増減	円)
		補助対象経費以外の経費合計 「F」			(増減	円)
		支 出 計=「A」			(増減	円)

^{※1} 各項目及び予算欄は変更の有無にかかわらずすべて記入し、変更内訳の欄は変更のある項目についてのみ記入してください。

^{※2} 上記に入らない場合は、別紙に記入して下さい。

第4号様式 (第9条関係)

年 月 日

那覇市長宛

団体所在地 団体名称 代表者氏名

印 (代表者印)

那覇市住民主体通所型サービス補助事業中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け那覇市指令福ち第 号で補助金交付決定の通知があった補助事業を下記のとおり中止(廃止)したいので、承認してくださるよう申請します。

記

- 1. 事 業 名
- 2. 補助金交付決定額 金

円

3. 中止 (廃止) 理由

4. 中止期間 (廃止) 年月日

年 月 日から 年 月 日まで中止

(年 月 日廃止)

第5号様式(第11条関係)

年 月 日

那覇市長宛

団体所在地 団体名称 代表者氏名

印 (代表者印)

那覇市住民主体通所型サービス補助事業実績報告書

みだしのことについて、 年 月 日付け那覇市指令福ち第 号で補助 金交付決定の通知があった補助事業の実績を、関係書類を添えて下記のとおり報告しま す。

記

- 1. 事 業 名
- 2. 補助金精算額 金

円

- 3. 添付書類
 - (1) 那覇市住民主体通所型サービス補助事業実績書(別紙1)
 - (2) 那覇市住民主体通所型サービス補助事業収支決算(精算)書(別紙2)
 - (3) 補助事業の成果を示す参考資料
 - (4) 事業に要した経費に係る領収書、レシート等(原本) ※購入品目の詳細がわかるもの。

別紙1 (第5号様式添付書類)

那覇市住民主体通所型サービス補助事業 実績書

事業名		
事業期間	年 月 日から 年	月 日まで
事業内容・成果	○活動回数: 回○参加者実績 事業対象者:実人数 人(延べ人)一般参加者:実人数 人(延べ人)○事業内容・成果	
経費	補助事業に要した経費の合計額金	円
/1.4.57	うち補助対象経費 金	円
経費の内訳	別紙2那覇市住民主体通所型サービス補助事業収支済	快算(精算)書のとおり

別紙2 (第5号様式添付書類:第10条関係)

那覇市住民主体通所型サービス補助事業 収支決算(精算)書

事業名

	補助事業に要する経費の合	計額「A」	補助対	象経費の合計額「B」
		円		円
補助金	その他収入のうち対象経費 「C」	差引額「D」 (=「B」-「C」)		補助金交付決定額 E (交付決定通知書記載の額)
所要額 算出表	円		円	円
异山区 	補助金精算額「I」 (DとEを比較して少ない方の 額)	補助金概算払済額 「G」 (既に概算払いを受けた額)		補助金差引過不「J」 (=「G」-「I」)
	P		円	円

	項目	当初予算額(円)	決算額(円)	内 訳
1177	那覇市住民主体通所型			
収	サービス補助金			
٦,	その他			
	対象経費「C」			
	対象外経費			
	収入計			

		項目	予算額(円)	決算額(円)	内	訳
支出	補助対象経費					
		補助対象経費合計=「B」			(増減	円)
		補助対象経費以外の経費合計 「F」			(増減	円)
		支 出 計=「A」			(増減	円)

^{※1} 事業の変更承認があった場合、補助金交付決定額「E」の欄には変更承認通知書記載の額を記入します。

^{※2} 上記に入らない場合は、別紙に記入して下さい。

^{※3} 差引過不足額(上記「 J 」)が生じた場合は、返納(「 J 」の額がプラスの場合)又は不足額の請求(「 J 」の額がマイナス(Δ)の場合)の手続きが必要ですので、別途通知します。

第6号様式(第12条関係)

団体所在地 団体名称 代表者職・名

那覇市長

那覇市住民主体通所型サービス補助金交付額確定通知書

年 月 日付け那覇市指令福ち第 号で交付決定した那覇市住民主体通所型サービス事業補助金については、那覇市補助金等交付規則第13条の規定により実績報告書等を審査した結果、次のとおり確定したので通知します。

記

1. 補助事業名 : 那覇市住民主体通所型サービス事業

2. 補助金交付決定額 : 金 円

3. 補助事業の経費精算額: 金 円

4. 補助金確定額 : 金 円

5. 概算払済額 : 金 円

6. 差引過不足額 : 金 円

第7号様式(第13条関係)

年 月 日

那覇市長宛

団体所在地 団体名称 代表者氏名

印 (代表者印)

那覇市住民主体通所型サービス補助金請求書

年 月 日付け那福ち第 号で確定通知があった那覇市住民主体通 所型サービス補助金について、下記金額を請求します。

記

- 1. 補助金請求額
 金
 円

 内訳
 交付確定額
 金
 円

 交付済金額
 金
 円

 残
 額
 金
 円
- 2. 補助金の受領方法 口座振込払(下記のとおり)

銀	行	等	名	
支	店	等	名	
種			類	普通・当座
П	座	番	号	
口座名義		ふり	がな	
		氏	名	

第8号様式(第14条関係)

年 月 日

那覇市長宛

団体所在地 団体名称 代表者氏名

印 (代表者印)

那覇市住民主体通所型サービス補助金概算交付申請書兼請求書

年 月 日付け那覇市指令福ち第 号で補助金交付決定の通知があった那覇市住民主体通所型サービスに係る補助金について、下記金額の概算払を申請します。

記

1. 今回申請額 金

円

2. 概算払内訳

区	分	総	額
交付決定額 A (交付決	定通知書記載の額)		円
受 領 済 額 B (分割で	概算交付を受けた額)		円
今回申請額 C			円
差 引 残 額 D	=A-B-C		円

3. 補助金の受領方法

口座振込払 (下記のとおり)

銀	行	等	名									
支店等名・ (番号)										()	
種			類		普	通	•	当	座			
П	座	番	号									
口座名義		ふりがな										
		氏	名									

- 4. 添 付 書 類
 - (1) 債権者登録申請書(口座の新規登録又は登録内容変更の場合のみ)